

令和4年11月29日
令和4年11月29日

令和4年第8回
南部町議会臨時会

会 議 錄

南部町告示第150号

令和4年第8回南部町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和4年11月22日

南部町長 陶山清孝

記

1. 期日 令和4年11月29日

2. 場所 南部町議会議場

3. 付議案件

報告第6号 専決処分の報告について

(町道西町線道路災害復旧工事（3年災第237号）に関する変更契約の締結について)

議案第68号 南部町教育委員会教育長の任命について

議案第69号 南部町教育委員会委員の任命について

議案第70号 南部町職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第71号 令和4年度南部町一般会計補正予算（第5号）

○開会日に応招した議員

塔田光雄君	加藤学君
滝山克己君	米澤睦雄君
長束博信君	白川立真君
三鴨義文君	仲田司朗君
板井隆君	亀尾共三君
真壁容子君	景山浩君

○応招しなかった議員

荔尾芳之君	細田元教君
-------	-------

令和4年 第8回（臨時）南部町議会会議録（第1日）

令和4年11月29日（火曜日）

議事日程（第1号）

令和4年11月29日 午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議事日程の宣告

日程第4 報告第6号 専決処分の報告について

（町道西町線道路災害復旧工事（3年災第237号）に関する変更契約の
締結について）

日程第5 議案第68号 南部町教育委員会教育長の任命について

日程第6 議案第69号 南部町教育委員会委員の任命について

日程第7 議案第70号 南部町職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第8 議案第71号 令和4年度南部町一般会計補正予算（第5号）

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議事日程の宣告

日程第4 報告第6号 専決処分の報告について

（町道西町線道路災害復旧工事（3年災第237号）に関する変更契約の
締結について）

日程第5 議案第68号 南部町教育委員会教育長の任命について

日程第6 議案第69号 南部町教育委員会委員の任命について

日程第7 議案第70号 南部町職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第8 議案第71号 令和4年度南部町一般会計補正予算（第5号）

出席議員（12名）

1番 塔 田 光 雄君	2番 加 藤 学君
4番 滝 山 克 己君	5番 米 澤 瞳 雄君
6番 長 束 博 信君	7番 白 川 立 真君
8番 三 鴨 義 文君	9番 仲 田 司 朗君
10番 板 井 隆君	12番 亀 尾 共 三君
13番 真 壁 容 子君	14番 景 山 浩君

欠席議員（2名）

3番 荊 尾 芳 之君 11番 細 田 元 教君

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 ----- 田 子 勝 利君 書記 ----- 杉 谷 元 宏君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ----- 陶 山 清 孝君 副町長 ----- 土 江 一 史君
総務課長 ----- 大 塚 壮君 総務課課長補佐 ----- 石 谷 麻衣子君

午前10時00分開会

○議長（景山 浩君） これより会議を開きます。

ただいまの出席議員数は12人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和4年第8回南部町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（景山 浩君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

7番、白川立真君、8番、三鴨義文君。

日程第2 会期の決定

○議長（景山 浩君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、1日間と決定いたしました。

日程第3 議事日程の宣告

○議長（景山 浩君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第4 報告第6号

○議長（景山 浩君） 日程第4、報告第6号、専決処分の報告について（町道西町線道路災害復旧工事（3年災第237号）に関する変更契約の締結について）を議題といたします。

町長から報告を求めます。

副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。報告第6号、専決処分の報告について（町道西町線道路災害復旧工事（3年災第237号）に関する変更契約の締結について）でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により、南部町長の専決事項として指定された事項について、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを議会に報告するものでございます。

次のページ、専決処分書でございます。地方自治法第180条第1項の規定により、町道西町線道路災害復旧工事（3年災第237号）に関する変更契約を締結することについて、次のとおり専決処分をする。令和4年10月21日付でございます。

契約の目的、契約の金額、契約の相手方は、記載のとおりでございます。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 以上で報告第6号、専決処分の報告について（町道西町線道路災害復旧工事（3年災第237号）に関する変更契約の締結について）を終わります。

日程第5 議案第68号

○議長（景山 浩君） 日程第5、議案第68号、南部町教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。人事案件、議案第68号について御提案をいたします。南部町教育委員会教育長の任命について。

南部町教育委員会教育長として次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所は記載のとおり、氏名は福田範史。継続で再度3年間の任期を務めていただきたいと思います。生年月日等、さらにお配りしております参考資料を御参考いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第68号、南部町教育委員会教育長の任命についてを採決いたします。

議案第68号は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり同意されました。

日程第6 議案第69号

○議長（景山 浩君） 日程第6、議案第69号、南部町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。議案第69号、南部町教育委員会委員の任命につ

いてでございます。

南部町教育委員会委員として次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所は記載のとおり、氏名は吉田智子さん、生年月日は記載のとおりでございます。任期は、令和4年12月8日からの4年間となっております。よろしく御審議お願ひいたします。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第69号、南部町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

議案第69号は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり同意されました。

日程第7 議案第70号

○議長（景山 浩君） 日程第7、議案第70号、南部町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。議案書の3ページをお願いいたします。議案第70号、南部町職員の給与に関する条例の一部改正についてです。

次のとおり南部町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは令和4年の人事院勧告の内容に準じて職員の勤勉手当及び給料表等を改正するものでございまして、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正が臨時国会にて可決したことを受け、上程させていただくものでございます。

改正内容でございますが、まず給料表につきましては国に合わせて改定を行い、令和4年4月1日から適用するものでございます。町としては平均0.31%の引上げとなります。

勤勉手当の支給率につきましては、今年度につきましては12月に再任用職員以外の職員が0.1月引き上げ、再任用職員が0.05月引上げとなります。来年度からは6月と12月にそれぞれ現行より再任用職員以外の職員が0.05月の引上げ、再任用職員が0.025月引き上げるものでございます。

以上、よろしく御審議お願いいたします。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の南部町の職員の給与に関する条例の一部改正、令和4年度の人事院勧告に基づいて給料の引上げを行うということについては、この御時世で私は当然だろうというふうに考えるのですが、会計年度任用職員への対処をめぐって2点質問したいと思います。

これまでの町の説明では、会計年度任用職員もこの人事院勧告に伴って公務員の給与のこれに基づいて変えていくというふうに聞いていたところですけれども、今回、内容が勤勉手当の支給率の改定と給料表の改定があります。今回出された予算書で見る限り、会計年度任用職員が常勤の職員が69名で、時間が短い職員が128名いるわけですよね。

一つは、会計年度任用職員には勤勉手当という制度が設定されていないもんだから、今回の人事院の勤勉手当分は反映しないわけですよね。でも、これを見る限り、短時間についてはいろいろ計数があるのかもしれません、常勤雇用している会計年度任用職員への勤勉手当がないことについての町長の見解を聞いておきたいということです。一つは、やっぱり勤勉手当も必要ではないかという大きな声が上がっています。それが一つ。

2つ目は、給料表の改定で若年層を中心に変えていくということなんんですけども、これを会計年度任用職員に反映させないのかと。この点ですが、どうでしょうか。この2点についてちょっと町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午前10時20分休憩

午前10時22分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。まず、若年層に対して今回の人事院勧告は重点配分をしています。これは説明をしたとおりでございます。それに対して会計年度任用職員をどう考えるのかということではないかと思いますけれども、まず単年度雇用で雇用契約を結んでいる者と、このような、今回の場合は賃上げですので、可能性としてはあるかもしれません。ただし、賃下げのときに、ほんの数年前に賃下げがありました。職員の4月に遡って減給をするということもございました。その場合、これは不利益不遡及の原則から、そのことはできない。となると、プラスの効果だけを会計年度に与えて、一般職にはマイナスの効果も与えるということが、果たして均衡ある職務の状態として許されるのかどうかっていうところが、今後私どもが研究していかなくちゃいけない点だろうと思ってます。

今回は一般職にとどまっていますけれども、社会の情勢は極めて厳しい物価上昇の中にあるわけとして、労働者として賃上げの効果を得るというのは私も理解できるところがあると思ってます。その辺りのところは研究せんといけんなという具合に今、総務課長と話し合ってるところです。他の行政機関とも十分連携しながら、南部町だけが特殊なことをするわけにはなりませんので、今回の特殊な物価高に対して政府はどうするのか、県はどうするのか、各行政機関はどうするのかをしっかりと見極めながら、今後3月議会に向けて研究していきたいと思っています。

さっきもう一つ御質問いただきました勤勉手当につきましては、制度として今現在ないものを南部町独自で考えるということは現在考えていません。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長にお答えいただきました。給与表の改定の件で、前回下がったときにどうするのかということも論議になったんですよね。町長、町長は均衡を考えた場合、上げるときは上げて下げるとき下げないというのは、これはおかしいのではないかというふうにおっしゃったんですけども、そもそも今回の人の勧はこの物価高騰の中で、いわゆる公務労働の方々の賃金の引上げに寄与するという形でしている内容から見れば、当然3分の1以上占める会計年度任用職員にも該当させるべきではないかということについてどうかということと、考え方として会計年度任用職員と正規の公務員の給与格差をなくしていくということから見れば、上げるときは上げて下げるときは下げない、これは当然の在り方ではないかと思うのですが、そういう考え方で御検討いただきたいですが、どうでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。出所ははっきり私も覚えてないんですけど、先日

見ました行政関係の記事だと思いますけど、今回の会計年度に対するいろいろな手法で賃金を上げていくことによって、非正規雇用に対する賃金ベースを約18%上げてきてるという具合に言われています。

一方で、一般行政職に対しては3%程度の賃上げにしかなってないというような数字もございます。今まで低かったところに対して手を入れたことに対しては、私もこれは評価するべきことだろうとは思いますけれども、本当に大事なのはやはり公務員に成り手がない、それが賃金の問題であればやはりもう少ししっかりとした賃金体系、さらには非正規雇用というものを国を挙げてどう是正していくのかというような両面の問題があるだろうと思っています。この辺りのところを一行政の中では、これは解決できない問題をたくさん含んでいますので、ぜひ議会と一緒になりながら労働者のるべき姿というものをやはり研究していく必要があるだろうと思っています。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

5番、米澤陸雄君。

○議員（5番 米澤 陸雄君） すみません、ちょっと確認をさせてください。先ほど執行部の説明なんですけども、私の耳が悪かったかもしれませんけども、第2条について引上げというような言い方をされたような気がしたんですけども、再度確認いたします。これは引下げでよろしいですね。

○議長（景山 浩君） 副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。先ほど引上げと申しましたのは、現状に比べて引上げになるということで、2条のほうの支給率としましては、一旦上げたものをまた戻すということで引下げになるということでございます。

○議長（景山 浩君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第70号、南部町職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

議案第70号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第71号

○議長（景山 浩君） 日程第8、議案第71号、令和4年度南部町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長です。そういたしますと、補正予算書のほうで説明をしてまいります。

議案第71号

令和4年度南部町一般会計補正予算（第5号）

令和4年度南部町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,312千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,120,522千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月29日

提出 南部町長 陶山清孝

令和4年11月 日

決 南部町議會議長 景山 浩

そういたしますと、このたびの補正については、先ほどお認めをいただきました件でございます。国の人事院勧告を受けまして、一般職の月例給の改定、それと勤勉手当を0.1月分増額するものでございます。併せましてこれまでの職員の異動に伴うものを今回調整をしております。

歳出から御説明いたします。主なものを御説明いたします。5ページをお願いします。中ほどです。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費です。315万2,000円増額し、3億

5, 364万9, 000円とするものでございます。以下、各費目でも同様、人件費に関わる補正ですので、お読み取りをいただきたいと思います。

次に、11ページをお願いします。11ページは、一般職の給与費の明細書をつけております。

(1) 総括でございます。給与費は、給料が247万4, 000円減額、職員手当を546万9, 000円増額し、合計299万5, 000円。共済費は25万3, 000円減額。給与費と共済費の合計は、274万2, 000円の増額となります。

次に、13ページをお願いします。(2)でございます。給料及び職員手当の増減額の明細でございます。今回的人事院勧告によります影響額は、上段、給料の1、給与改定に伴う増減分140万7, 000円。下段のほうの職員手当、1の制度改正に伴う増減分412万1, 000円、2のその他、これは月例給がアップしたことによりまして跳ね返り分ということになりますが、24万3, 000円、これが影響額というふうになります。そのほかの表については、お読み取りをいただきたいと思います。

次に、歳入でございます。4ページをお願いします。歳出側の入件費の増額に対しましての調整というふうになります。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金でございます。331万2, 000円増額いたしまして、2億2, 698万2, 000円とさせていただきます。

以上、御審議をよろしくお願いします。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の補正予算が先ほどの人事院勧告に伴う給与の分だということは分かるのですが、一つ、予算書の7ページの保育園費のところです。ここですみれこども園が197万増えて、ひまわり保育園が206万減っています。この説明資料の入件費比較では、補正前と補正後ではすみれこども園が1人増えて、ひまわりが1人減っているわけですよ。これは補正前と補正後で数字が違うのは異動なさったんですか。とすれば、いつ異動して、その理由っていうのをお聞きしたいんです。

○議長（景山 浩君） 総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長であります。ひまわり保育園が1人減になっているということと、すみれこども園の入件費が1人増えている。ひまわり保育園からすみれこども園への異動に伴うものでございます。年度途中だったと思いますけれども、異動をかけさせていたいたいというふうに思っています。（発言する者あり）

○議長（景山 浩君） 休憩かけましょうか。休憩します。

午前10時25分休憩

午前10時26分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長です。異動をかけたことは事実でございまして、その中身につきましては次の定例会の場で説明をさせていただきたいです。すみません。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第71号、令和4年度南部町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

議案第71号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（景山 浩君） 以上をもちまして本期臨時会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、令和4年第8回南部町議会臨時会を閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。これをもちまして令和4年第8回南部町議会臨時会を閉会いたします。

午前10時27分閉会
